



# 1月のお知らせ

申申し込み 問問い合わせ 申・問申し込み・問問い合わせ (先着)先着順 (抽選)申し込み多数のときは抽選

● 閲覧開始日 1月29日(月) ● 閲覧時間 午前9時～午後4時 (閉庁日を除く) ● 閲覧場所 市役所本庁舎3階庶務課 ● 市役所本庁舎3階庶務課 214・1201 ● 問庶務課 214・1201

ないまたは限定的な場合に、石巻市と東松島市から避難者を受け入れることとしています。このたび、避難者の受け入れに ついて、避難元の両市と協定を締結しました。なお、避難所としては大規模市有施設などを使用し、市立学校は使用しません。 国防計画課 214・3046

## 勤労者融資制度をご利用ください

種類	対象	用途	限度額/融資利率	融資期間
生活資金	市内にお住まいで中小企業にお勤めの方、または市内の中小企業にお勤めの方	冠婚葬祭、出産、療養、介護用品購入、住居移転・修繕、災害復旧の費用等およびそれらの借り換え費用	200万円/年2.50%	最長7年(据え置き期間1年以内を含む)
教育資金	本人または家族の教育(高等学校以上。専門学校・各種学校等を含む)に必要な資金およびそれらの借り換え費用	本人または家族の教育(高等学校以上。専門学校・各種学校等を含む)に必要な資金およびそれらの借り換え費用	300万円/年1.50%	最長10年(据え置き期間5年以内を含む)
自動車資金	市内にお住まいで中小企業にお勤めの方	通勤用自家用自動車の購入費用およびそれらの借り換え費用	200万円/年1.60%	最長7年
育児・介護休業生活資金	上記の方で育児・介護休業期間が1カ月以上残っている	育児・介護休業期間中に必要な生活資金	100万円/年1.20%	最長7年(据え置き期間1年以内を含む)

●原則として保証機関による保証が必要で、別途保証料がかかります。保証料の補給制度もありますので、ご相談ください 申・問東北労働金庫 0120・1919・62 問市民生活課 214・6148

### ☐電話番号案内

仙台市役所 ☎261-1111(代) 青葉区役所 ☎225-7211(代) 宮城野区役所 ☎291-2111(代) 若林区役所 ☎282-1111(代) 太白区役所 ☎247-1111(代) 泉区役所 ☎372-3111(代) 宮城総合支所 ☎392-2111(代) 秋保総合支所 ☎399-2111(代)

### ☐仙台市ホームページ

https://www.city.sendai.jp/

### ☐仙台市携帯用ホームページ

https://www.city.sendai.jp/m/

### ☐仙台市広報課Facebookページ

https://www.facebook.com/sendair/

### ☐注意事項

- 催しは、1月6日からの内容を掲載しています
- 料金の記載のないものは無料(入館料が必要な施設あり)
- 休館日等は事前にご確認ください
- 来庁・来場の際は公共交通機関をご利用ください
- ファクス番号が未掲載の場合は、広報課FAX211・1921、☎214・1150へお問い合わせください
- 市役所への郵便は郵便番号(〒980-8671)と課名のみに届きます

### ☐申込時の必要事項

右記の項目を(往復はがきには返信先も)記入してください。特に記載のないものは、はがき1通につき1人、締切日消印有効。

- 申し込み内容(講座名等)
- 〒住所
- 氏名(フリガナ)
- 電話・ファクス番号
- その他必要事項

## 市長の資産等報告書の閲覧ができます

● 閲覧開始日 1月29日(月) ● 閲覧時間 午前9時～午後4時 (閉庁日を除く) ● 閲覧場所 市役所本庁舎3階庶務課 ● 市役所本庁舎3階庶務課 214・1201 ● 問庶務課 214・1201

「平成30年住宅・土地統計調査の準備調査」にご協力ください

期	事業実施時期	応募期間
1	4月～平成31年3月	2/1～28
2	7月～平成31年3月	5/1～31
3	10月～平成31年3月	8/1～31
4	平成31年1月～3月	11/1～30

土・日曜日、祝休日を除く

住宅の有無の確認のため、調査員証を携帯した調査員が市内を巡回します。外観で住宅の状況が把握できない場合には、直接訪問することがありますので、ご協力をお願いします。

## 他市からの避難者受け入れについての協定を締結しました

仙台市地域防災計画では、女川原子力発電所において原子力災害が発生し、仙台市に被害が

「仙台市救急車要請マニュアル」をご活用ください

●対象 主に市内で活動し、構成員の過半数が市内にお住まいか通勤・通学している団体 ●補助金の上限は10万円 ●申請方法など詳しくはお問い合わせください 問仙台観光国際協会 268・6260

「緊急度の高い症状」をイラストで分かりやすく説明しています。また119番通報の仕方や救急要請すべきかどうか迷ったときの救急電話相談窓口「#7119」などの情報も紹介しています。マニュアルは各区役所・市民センター・消防署等で配布しているほか、市ホームページでもご覧いただけます。

「ポイントチャージはお済みですか」 ICカード乗車券 i c s c a は、カード残額での利用に応じ

「個人情報セキュリティ研修」 市の個人情報を取り扱う業務を受託する予定のある事業者の個人情報保護責任者を対象にした研修です(受講は外部委託に関するガイドラインにより義務付けられています) ●日時 1月26日(金)午後1時半～5時 ●会場 T K P 仙台西口ビジネスセンター(青葉区本町1-5-31) ●定員 50人(先着) ●1社につき2人まで ●1月12日午前10時から電話で(株)C-21教育センター ☎222・6696 問情報政策課 214・1260

## ★申告により市県民税の住宅ローン控除の適用を受ける方へ

所得税の確定申告をすることにより市県民税に適用されますので、市への申告は不要です。所得税の住宅ローン控除の適用を受ける最初の年分は、必ず「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を添付して税務署へ確定申告をしてください。

2年日以降の適用を確定申告により受ける場合は、確定申告書第二表「特例適用条文等」欄に、必ず居住開始年月日等の必要事項を記載してください(必要事項の記載がない場合、市県民税の住宅ローン控除は適用されません)。

また、毎年所得税の確定申告により住宅ローン控除の申告を行っている方は、申告期限の3月15日までに申告を行わない場合、市県民税の住宅ローン控除が適用されませんので、必ず期限までに申告を行ってください。

問市民税課【青葉区・泉区】 ☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】 ☎214・8638

## ★公的年金の受給額に変更があった方は市県民税の税額が再計算されます

公的年金を受給されている方で、過去にさかのぼって年金受給額が変更された場合、本来受給されるべき年ごとの年金所得額に応じて、税額が再計算されます。また、ご家族の扶養親族になっている方の年金所得額が増えた場合は、扶養から外れ、扶養していた方に新たな税負担が生じる場合があります。

問市民税課 ☎214・1009

## ★償却資産(固定資産税)の申告は1月31日まで

1月1日現在で市内に固定資産税の対象となる償却資産(事業用の機械・備品・構築物等)をお持ちの法人または個人の方は、1月31日(水)までに資産課税課(市役所本庁舎1階)に申告が必要です。期限間近は窓口が混み合いますので、お早めに申告をお願いします。申告書の書き方等については、市ホームページでもご覧いただけます。なお、申告書が届いていない場合は、お問い合わせください。 問資産課税課 ☎214・8619

## 市県民税の納期は1月31日です

平成29年度市県民税の第4期分は、1月31日(水)までにお近くの金融機関などで納めてください。口座振替をご利用の方は、1月31日(水)に振り替えになります。 問収納管理課 ☎214・1010

## 振り込め詐欺にご注意ください!

税務職員が、還付金の受け取りなどのためにATM(現金自動預払機)の操作を求めることはありません。不審に感じたときは、即答せずにお問い合わせください。 問税制課 ☎214・8622

## 申込時の必要事項 ①応募内容 ②〒住所 ③氏名(フリガナ) ④☎・FAX ※往復はがきの場合は返信先も記入

「個人情報セキュリティ研修」 市の個人情報を取り扱う業務を受託する予定のある事業者の個人情報保護責任者を対象にした研修です(受講は外部委託に関するガイドラインにより義務付けられています) ●日時 1月26日(金)午後1時半～5時 ●会場 T K P 仙台西口ビジネスセンター(青葉区本町1-5-31) ●定員 50人(先着) ●1社につき2人まで ●1月12日午前10時から電話で(株)C-21教育センター ☎222・6696 問情報政策課 214・1260

## 税の申告をお忘れなく

### ★平成29年分所得税および復興特別所得税等の確定申告が始まります

◆確定申告書の作成は国税庁ホームページ http://www.nta.go.jp/ で!

確定申告の時期は、税務署や申告書作成会場が大変混雑します。確定申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。このコーナーでは、画面の説明に従って源泉徴収票や証明書等の金額等を入力するだけで、確定申告書を作成することができます。また、「電子申告(e-Tax)」で提出できるほか、紙に印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

### ◆申告書作成会場を開設します

開設期間は2月16日(金)～3月15日(木)です(土・日曜日を除く。ただし、2月18日(日)・25日(日)は開設)。

会場	対象	開設時間
アズテックミュージアム(太白区中田町杉ノ下18)	仙台北、仙台中、仙台南税務署管内の方	9:00～16:00
仙台北税務署(青葉区上杉1-1-1)	仙台北税務署管内の方	9:00～17:00 (受け付けは16:00まで)
仙台中税務署(若林区卸町3-8-5)	仙台中税務署管内の方	9:00～17:00 (受け付けは16:00まで)

### ◆医療費控除を受けられる方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際は領収書の提出(提示)が不要となり、「医療費控除の明細書」を作成して提出することになります。ただし領収書は自宅で5年間保存する必要があります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

### ◆マイナンバーの記載と本人確認書類の提示等が必要です

確定申告書提出の際には、①マイナンバーの記載②本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。 ※いずれも問仙台北税務署 ☎222・8121、仙台中税務署 ☎783・7831、仙台南税務署 ☎306・8001

### ★税理士会による確定申告の無料相談会を開催します

●日時 2月3日・10日・17日各土曜日9:30～15:30(来場者が多い場合は、予定より早く受け付けを終了します) ●会場 東北税理士会館(若林区新寺1-7-41) ●対象 ①年金や給与所得があり還付申告をされる方および小規模な個人事業経営者(ただし、土地・建物および有価証券の譲渡所得のある方を除く) ②東日本大震災で被災された方 ●確定申告の必要書類等を持参の上、直接会場へ 問東北税理士会 ☎293・0503

### ★事業主の方は給与支払報告書の提出をお忘れなく

平成30年度(平成29年分)の給与支払報告書は、1月31日(水)までに市民税課(市役所本庁舎5階)へ提出してください。なお、給与支払報告書には、本人、控除対象配偶者および扶養親族のマイナンバーの記載が必要となります。 問市民税課 ☎214・1009